

近畿学校保健学会通信

No. 54

昭和 61 年 2 月 1 日

近畿学校保健学会事務所

〒543 大阪市天王寺区南河堀町 4

大阪教育大学保健学教室内

TEL 06-771-8131 (内線 242)

第 33 回 近畿学校保健学会(昭和 61 年度年次学会)開催要項

1. 会 長 滋賀大学教育学部教授 林 正
2. 事 務 局 〒520 大津市平津 2 丁目 5-1
滋賀大学教育学部保健管理センター
第 33 回近畿学校保健学会事務局
(事務局長 滋賀大学教授 山 岸 司 久)
(0775) 37-0081(代) 内線 328 又は 251
3. 開 催 期 日 昭和 61 年 7 月 20 日(日)
4. 会 場 滋賀大学教育学部
5. 日 程 受付 9:00 ~
一般演題発表午前中 2 会場にて、午後 ~ 総会・特別講演・2 題等
6. 会 費 正 員 3,000 円(事務所へ納入)
当日会員 2,000 円(含資料代)
7. 参 加 申 込 近畿内外を問わず、当日飛び入りでも結構ですが、返信用封筒(宛名及び 60 円切手付)を第 33 回事務局宛送付いただければ、7 月初旬までにプログラムその他詳細を掲載した「学会通信」を送致致します。
なお、一般演題発表希望者は共同研究発表者も含めて正会員になる必要があります。至急ご連絡下さい。(4 月 30 日演題申込〆切、5 月 31 日講演予稿集原稿《仕上り B5 版 1 頁》〆切)
8. 一般演題申込 発表希望者は、別紙申込み用紙に必要事項を記入の上 4 月 30 日(必着)までに第 33 回学会事務局宛申し込んで下さい。

第33回近畿学校保健学会の開催にあたって

第33回近畿学校保健学会 会長 林 正

第33回近畿学校保健学会を滋賀県でお引受けするにあたり、一言御挨拶申し上げます。

来たる7月20日(日)に滋賀大学教育学部を会場として、開催する運びとなりました。何分浅学非才の若輩で、御参加頂く会員の皆様には、何かと御迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、先輩各位の御指導と御支援並びに滋賀県教育委員会、大津市教育委員会、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、養護教諭部会などを中心とした御協力のもとに学会運営にあたる所存であります。

折りしも臨時教育審議会では第一次報告書に健康教育にかかわる内容がもりこまれ、教育の分野に健康問題を取り入れることが具体化されようとしています。一人ひとりの子どもが成長段階に応じて、健康な精神や身体をつくり、社会性を身につけることは学校教育の根本的な課題かと思えます。近年では、学校ぎらい、登校拒否、いじめや暴力などの精神面や社会性の発達にかかわる問題が話題になっており、これらの問題解決に向けてこの研究もまた今後の学校保健の大きな課題になるものと思われます。

本学会の内容としては、一般口演と特別講二題を考えております。(教育と身体発育《仮称》、健康教育の将来展望《仮称》)。大変暑い季節の学会となり夏体みの初日でもあって、ほっと一息つきたいところかと存じますが、多数の諸先生方の御参加をお待ち致しております。

第32回近畿学校保健学会を終えて

第32回近畿学校保健学会 会長 中牟田 正幸

第32回近畿学校保健学会は、去る昭和60年6月29日（土）に、奈良市立中央公民館において開催されました。

小生、図らずも学会長という大役を仰せつかりその責任を感じつつ、この1年間、奈良県教育委員会、奈良市教育委員会の御後援のもとに、事務局を中心に地元評議員の方々の御協力を得まして準備を進めてまいりました。

本学会は、言うまでもなく、「学校現場により反映する学校保健」であることを目指し、先生方の日頃の研究の成果を発表される場であります。今回の学会も、先生方の御熱意あふれるものがあり、一般口演が40題の多きを数え、例年にも増して盛り上がりました。加えて、シンポジウムの演題としては、特に養護教諭の先生方に少しでもお役に立てばとの願いから「養護教諭の課題と展望」を取り上げ、橘重美先生を司会者に、そして養護教諭として豊かな学識と経験をお持ちの4名の先生方に話題提供者になっていただきましたところ、会場からも活発な論議が展開されますとともに、会員相互の交流を大いに深められたのではないかと考えております。

このように、本学会は先生方の御協力のもとに盛大かつ無事に終了致すことができました。これも偏えに先生方の御熱意と御支援によるものと深く感謝しますとともに、関係者一同よりお礼申し上げます。

最後に、第33回近畿学校保健学会が滋賀県において開催されます。多くの学校保健関係者の方々が滋賀大会に御参集になりまして、より実のりのある学会となりますよう心から祈念致します。

近畿学校保健学会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は近畿学校保健学会と称する。
- 第2条 本会は学校保健に関する研究を行い、学校教育に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会の事務所は幹事長のもとにおく。

第2章 事 業

- 第4条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 総会、年次学会の開催
2. 会誌その他出版物の刊行
3. 学校保健に関する調査研究
4. その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 会 員

- 第5条 会員は本会の目的に賛同し、会費を納入したものとする。
- 第6条 会員は年次学会、会誌などを通じて研究を発表することができる。また会誌の配布および本会の事業について連絡を受ける。
- 第7条 本会には賛助会員および名誉会員をおくことができる。
- 第8条 賛助会員は本会の目的を達成するために賛助の意を表し、評議員会の承認を経たもので賛助会費を納めたものとする。
- 第9条 名誉会員は学校保健に関し、学識、経験に富み、本会に功労のあったもので、評議員会の推薦にもとづき、総会で承認されたものとする。
- 第10条 会員は会費を滞納し、若しくは本会の名誉をけがす行為があったときには評議員会の議決により除名することができる。

第4章 役 員

- 第11条 本会に次の役員をおく。
1. 評議員 若干名
 2. 幹 事 若干名（うち1名を幹事長、一部を常任幹事とする）
 3. 監 事 2名
- 第12条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。役員は会員より選出されるものとする。
- 第13条 役員の選出方法は別に定める。
- 第14条 役員の任務を次のように定める。
1. 評議員は評議員会を組織する。
 2. 幹事は幹事会を組織する。常任幹事は会務を処理する。幹事長は学会を代表し、会務を統括する。
 3. 監事は会計を監査する。

第 5 章 会 議

- 第 15 条 本会の会議は総会、評議員会および幹事会とする。
- 第 16 条 総会は幹事長が毎年 1 回召集し開催する。必要に応じ臨時総会を開催することができる。
- 第 17 条 評議員会は幹事長が召集し、本会の運営に関する重要な事項を審議決定し、総会の承認をうるものとする。
- 第 18 条 幹事会は幹事長が召集し、評議員会に提案する議題の審議ならびに総会、評議員会から委任された会務を処理する。
- 第 19 条 評議員会および幹事会は構成員の過半数をもって成立する。

第 6 章 年次学会

- 第 20 条 本会は毎年 1 回年次学会を開催する。
- 第 21 条 年次学会長は会員のうちから評議員会で選出し、総会で承認され、年次学会の運営にあたる。
2. 年次学会長は幹事会に出席することができる。

第 7 章 会 計

- 第 22 条 本会の経費は、会費、寄附金その他の収入をもってあてる。
- 第 23 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。
- 第 24 条 本会の収支決算は、監事の監査を受け、評議員会の議を経て総会の承認を得るものとする。

雑 則

- 第 25 条 本会則の変更は総会の決議によるものとする。

附 則

- 第 26 条 会費は年額 3,000 円とする。
- 第 27 条 本会則は、昭和 28 年 6 月 29 日より施行する。
- 昭和 33 年 6 月 13 日
一部改正
- 昭和 39 年 5 月 17 日
一部改正
- 昭和 49 年 9 月 6 日
一部改正
- 昭和 56 年 7 月 9 日
改正
- 昭和 57 年 6 月 8 日
改正

第33回 近畿学校保健学会演題申込み用紙 (下記必読)

(1題1葉に記入のこと。※印欄は記入しないこと。)

演題名	
発表者氏名、所属 (連名で発表の場合は演者に○印、新入会員には*印)	
連絡先	TEL ()
住所	
氏名	
発表要旨 (100字ぐらいに)	
※受付番号 :	演題番号 :
原稿発送 : 月 日	発表時刻 : 午前 時 分
:	会場 : A . B

申込用紙不足の場合は、これと同じ様式のものを用いて下さい。

..... (切り取り線)

記

1. 口演内容は学校保健の立場に立脚し、具体的な資料にもとづいた研究発表を希望します。
2. 演者は近畿地区に在住または勤務する方に限ります。連名で発表の共同研究者は近畿地区外の方でもかまいません。発表者は原則として会費を前納して下さい。
3. 演題申込みはこの用紙 (または同様式) に必要事項を記入し、昭和61年4月30日 (水) までに第33回学会事務局あてお送り下さい。折返し予稿集作成用の所定の原稿用紙をお送りします。